

聖籠町告示第五十三号

聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱（平成二十三年告示第二十三号）の一部を次のように改正する。第一条中「高齢者向けの」を「この告示は、高齢者向けの」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2 入所者が負担する費用は、領収証の写し等で確認することとし、申請者は支給対象月分の負担額に係る領収証の写しを提出するものとする。ただし、支給対象となる費用の領収証は、発行から一年以内のものに限る。

第七条第一項中「支給決定した日の属する月の翌月から」を「支給決定した日の属する月から」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 支援金の支給月は、八月、十二月、四月とする。ただし、四月から七月までに領収証の写しの提出があった分を八月に、八月から十一月までに領収証の写しの提出があった分を十二月に、十二月から三月までに領収証の写しの提出があった分を四月にそれぞれ支払うものとする。別記様式第二号を次のように改める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱の規定によりされた処分、

手続その他の行為は、改正後の聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱の相当規定による処分、手続その他の行為とみなす。